## 豊岡市条例第63号

豊岡市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例

(設置)

第1条 豊岡市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)の適正規模及び適正 配置に関する計画を策定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の 4第3項の規定に基づき、豊岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の 附属機関として、豊岡市立小中学校適正規模・適正配置審議会(以下「審議会」 という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。
  - (1) 学校の適正規模に関すること。
  - (2) 学校の適正配置に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。 (組織)
- 第3条 審議会は、委員18人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。
  - (1) 学識経験のある者
  - (2) 教育・保育関係者
  - (3) 市民
  - (4) 関係行政機関の職員
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者 (任期)
- 第4条 委員の任期は、任命の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日まで とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任 期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長がこれを招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、 また同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が 審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 委員の任命後最初に開かれる審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわら ず、教育委員会が招集する。

(失効)

3 この条例は、第2条に定める答申の日限り、その効力を失う。